

資料 4

【案件 4】

冬場における路線バスのルート変更について

日本交通株式会社

平成 25年11月 15日

鳥取市生活交通会議
会長 谷本 圭志 様

所在地(住所) 鳥取市雲山219番地
名称(氏名) 日本交通株式会社
代表取締役 澤 志郎



北園団地線・桜谷線・十六本松線
冬期迂回運行の設定について

記

1. 運行事業者

日本交通(株)
鳥取市雲山219番地
代表取締役 澤 志郎

2. 概要

弊社の運行する北園団地線、桜谷線、十六本松線はいずれも狭い住宅団地の中を運行している路線であり、冬期になると積雪によりバス車両で通過するには困難である為、例年お客様へ周知した上で一部区間については迂回運行しております。

しかしながら、不定期に迂回運行することお客様への周知が難しく、また運行管理の面でも円滑とはいえないのが現状です。

つきましては、今年度より予め迂回経路にて運行ができるよう冬期系統の設定を計画しておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

(1) 路線名及び迂回運行設定区間

北園団地線 谷川橋停留所～情報センター前停留所間
桜谷線 白ゆり保育所前停留所～面影団地停留所間
十六本松線 浜坂小学校入口停留所～浜坂団地口停留所間

(2) 変更事項

上記路線については、毎年12月21日から2月20日の間は迂回運行とする。

・認可申請区間

北園団地線 別紙1 路線図①

起点 : 鳥取県鳥取市北園1丁目263先
終点 : 鳥取県鳥取市北園1丁目310先
キロ程 : 0.4 km
道路種別 : 市道

桜谷団地線 別紙1 路線図②

起点 : 鳥取県鳥取市面影1丁目8-16 先
終点 : 鳥取県鳥取市正蓮寺244-52先
キロ程 : 0.3km
道路種別 : 市道

十六本松線 別紙1 路線図③

起点 : 鳥取県鳥取市浜坂2丁目12-1先
終点 : 鳥取県鳥取市浜坂1-881-1先
キロ程 : 0.5km
道路種別 : 県道183号線

・迂回運行期間中は下記既設停留所には停車しない。
みどり町、浜坂団地

・下記停留所については迂回路線上に冬期限定の停留所を別途設置する。
谷川橋、北園ニュータウン、情報センター前、面影中央、面影団地、浜坂小学校入口

(3) 実施予定日

毎年12月21日から2月20日の間

(4) 運行時刻

別紙2 運行時刻表のとおり

(5) 運賃

冬期限定停留所については、既存停留所の運賃を適用致します。

※ 参考 事業計画変更認可申請手続き標準処理期間

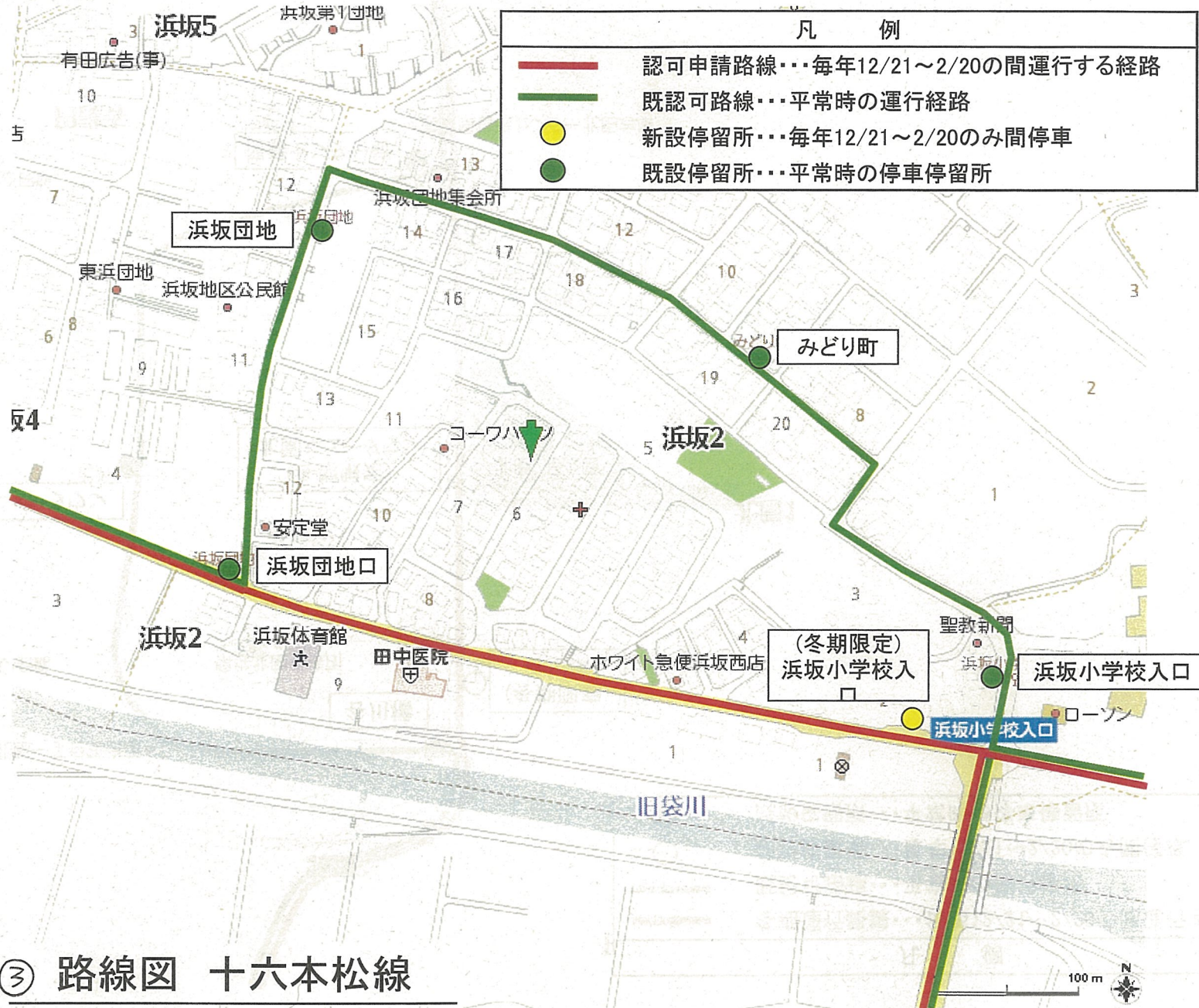
○事業計画変更認可(道路運送法第15条第1項)について

一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に
対する標準処理期間 [中国運輸局公示第176号(H14.1.17付) 2. に掲げる協議]

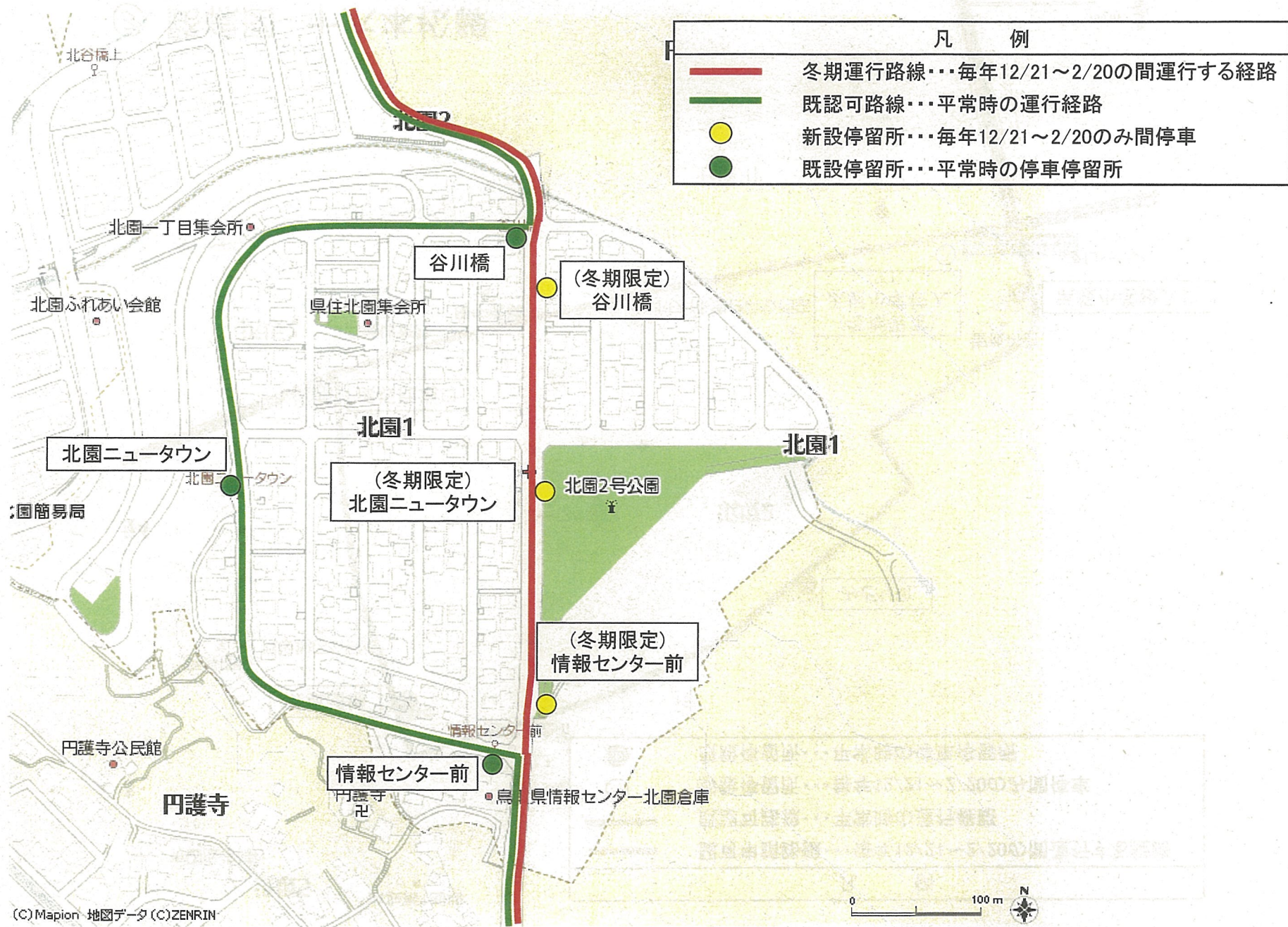
路線の新設以外のもの

生活交通会議で協議が調った事案

標準処理期間が3ヶ月 ⇒ 1ヶ月を目途



③ 路線図 十六本松線



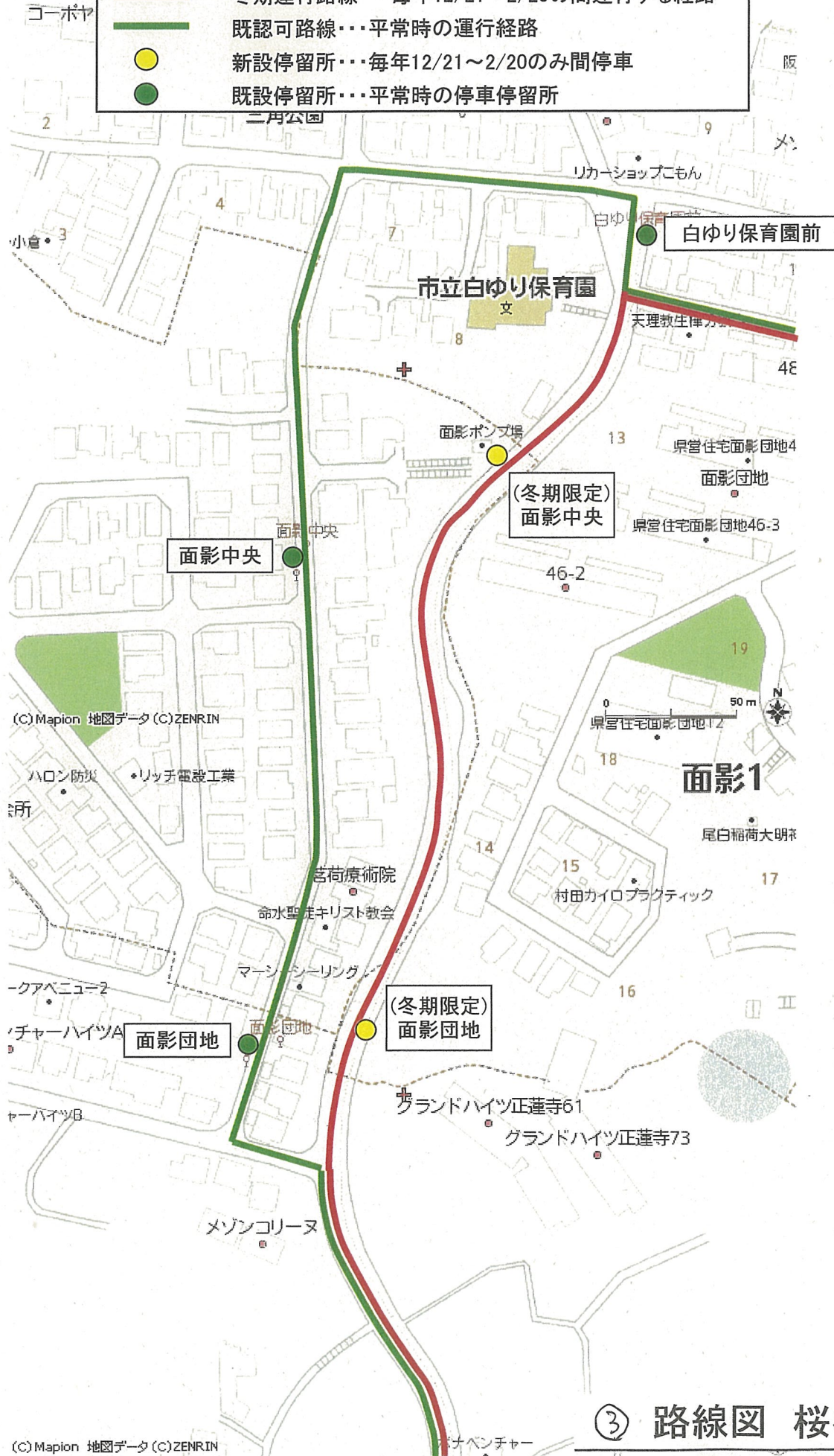
(C) Mapion 地図データ (C) ZENRIN



① 路線図 北園団地線

凡 例

- 冬期運行路線・・・毎年12/21～2/20の間運行する経路
- 既認可路線・・・平常時の運行経路
- 新設停留所・・・毎年12/21～2/20のみ間停車
- 既設停留所・・・平常時の停車停留所



③ 路線図 桜谷線